

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	別所町 (下石野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月20日、令和6年9月7日 (第1~2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・主な栽培品目は水稲である。農家戸数は40戸で、内、28戸が自己完結型で水稲経営を行っている(品種:山田錦、コシヒカリ)。 ・意向調査回答者86名のうち、63名(73%)が65歳以上と高齢化が進んでいる。 ・資材費(農薬、肥料等)や農業機械等の高騰により、農業経営が不安定となっている。 ・意向調査の結果では、将来、規模縮小意向が8戸、離農意向が20戸、後継者の目途が立っていないと回答した農家は58戸(77%)と多く、今後、空き農地の発生が予想される。 ・高齢化等で耕作できない農地の多くは、現在、地区内の大規模農家が耕作しているが、その大規模農家の中にも今後規模縮小意向の農家がいる。 ・地区内で集落営農組織「下石野営農作業互助組合」を立ち上げ、活動を開始した(構成員22名)。 ・農家の高齢化や後継者不足等が進み、空き農地がでてくることが見込まれており、今後の地域農業のあり方や将来の農地利用についての検討が必要となっている。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・栽培品目は水稲(品種:山田錦、コシヒカリ)とする。また、野菜栽培に適した環境条件を生かし、下石野地区で栽培実績のあるレタスや、別所地域の推進品目であるタマネギの栽培を推進する。 ・今後、発生した空き農地は、地区内の農家に耕作を打診することを基本としつつ、耕作者が見つからない場合は、地区外の認定農業者等の大規模農家や法人、規模拡大志向農家に集積を図る。 ・売却希望農地が出てきた場合は、地区内の農家で活用できるよう受け皿を確保する。 ・設立した集落営農組織は、当面、個人農家の基幹作業(耕耘、田植え、収穫)を補完する役割を果たすこととし、若手農家に作業の出役を促し、新たなオペレーター育成をすすめる。また、将来は、法人化も視野に入れた、経営体制を検討する。 ・レタスやタマネギ生産を希望する農家や法人が現れた場合は、農地を貸し付け、生産できる仕組みをつくる。 ・地域農業の活性化につなげるため、現在、市から管理委託を受けている三木市ふるさと交流館の有効利用を検討する。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員、農地利用最適化推進員と調整し、大規模農家や法人等の担い手を中心に、農地バンクを通じた集積、集約化をすすめる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理事業制度を地区農家に周知を行いながら、現在の利用権設定や、規模縮小・離農に伴う利用権設定は、中間管理事業を活用するよう誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に、ほ場整備事業は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後、下石野地区において、新規就農を希望する者や企業・法人がある場合は、地域の貴重な担い手として、受け入れできるルールを作り、三木市、加西農業改良普及センター、JAみのりと連携し、多様な担い手育成確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・引き続き、良質な山田錦生産に欠かせない、病害虫防除や、乾燥調製をJAみのりに委託する。 ・個別農家に対し、集落営農組織による基幹3作業(耕耘、田植え、収穫)の委託を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ③集落営農組織において、今後、機械を導入する際は、作業の省力化を図るため、トラクタや田植機の自動走行など、スマート農業技術の導入を検討する。
- ⑦多面的機能支払交付金等の活用により、農地、水路等の保全を進め、継続的な農業生産や快適な住環境づくりに取り組む。